

指名停止措置の強化と等級格付における主観点の減点について(概要)

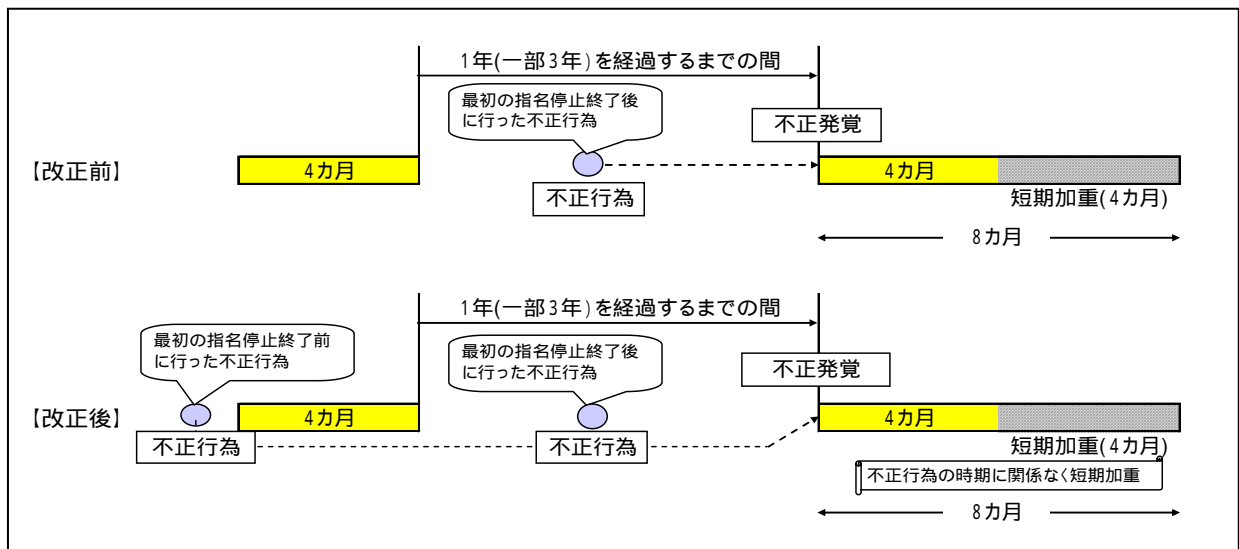
札幌市では、本年度に入り、他の公共機関において談合事件が多数摘発されていることを踏まえ、入札不正行為等に対する抑止力をより高めるため、措置の強化を図ることを目的として、札幌市競争入札参加資格者指名停止等措置要領及び同運用指針のほか、札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領を一部改正いたしました。

【改正のポイント】

- 1 繰り返し指名停止を受ける事業者に対する措置期間の加重
- 2 指名停止中の事業者が別途新たに指名停止を受ける場合の措置の強化
- 3 談合等の事由により指名停止を受けた事業者に対する主観的評点の減点措置
- 4 指名停止を受けた事業者をインターネットにより公表

1 繰り返し指名停止を受ける事業者に対する措置期間の加重

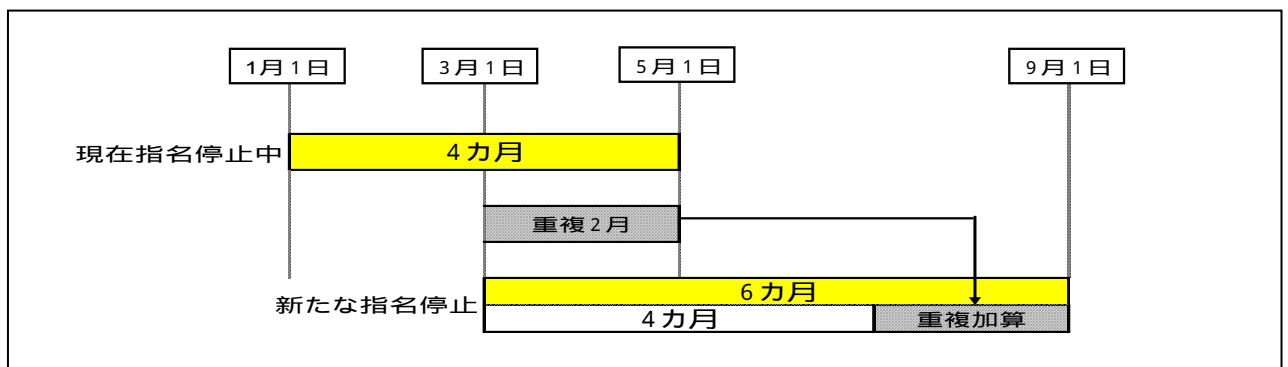
指名停止終了後1年(一部3年)以内に再び特定の措置要件に該当した場合には、その基となった不正行為の時期に関係無く、短期加重措置(短期の2倍)を行う。



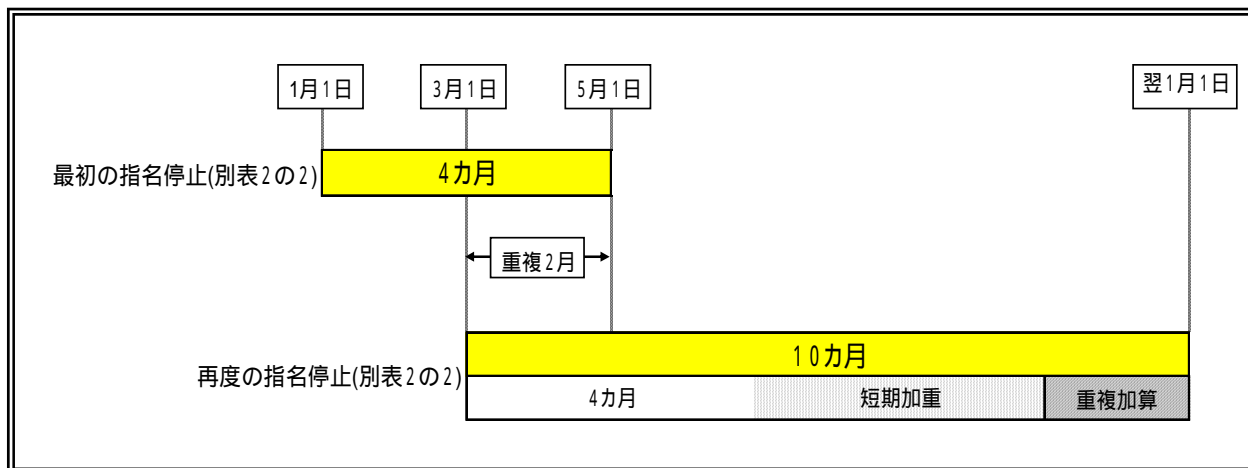
2 指名停止中の事業者が別途新たに指名停止を受ける場合の措置の強化

指名停止中の事業者が、別途新たに指名停止を受ける場合における措置期間を、新たな措置に対する期間に、指名停止中の残期間に相当する期間を加算した期間とする。

【改正後の運用例】



【上記 1 及び 2 の事項を適用した場合の措置運用例】



3 談合等の事由により指名停止を受けた事業者に対する主観的評点の減点措置

贈賄、独占禁止法違反、談合等の悪質な入札不正行為に対する抑止策として、参加資格審査時の等級格付等において、指名停止を行った事業者に対する主観的評点の減点措置を行う。

減点方法等：審査基準日から過去 2 年間に実際に指名停止となった期間の 1 月につき 10 点を減点（上限は設けない）

お問い合わせ先：財政局管財部契約管理課(電話 2 1 1 - 2 1 5 2)